

【表1】国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認める学科

学校教育法による次の学校に共通する指定学科です。

- 大学
- 短期大学
- 高等専門学校(5年制)
- 専門学校(専門士または高度専門士の称号を付与された方に限る)
- 高等学校・中等教育学校(中高一貫6年)

(注) 上記学校の卒業生で表1に該当しない場合、表2以降を参照してください。

(注) 専門学校の卒業生は「専門士」または「高度専門士」の称号を確認できる証明書が必要です。

(注) 専門学校で「専門士」または「高度専門士」の称号を付与されていない方は、表3を参照してください。

(注) 下表の学科名について、科目名が合っていれば末尾の「科」「学科」「工学科」はいずれにも置き換えることができます。

(例：土木科・土木学科・土木工学科でも可とする。ただし、農業工学科・農林工学科・森林工学科及び林業工学科を除く)

学 科 コード	指 定 学 科			
01	土木(工学)科 海洋土木工学科 環境設計工学科 建設技術科 建築土木科 社会建設工学科 土木環境工学科	開発工学科 環境開発科 環境土木科 建設基礎工学科 構造工学科 水工土木(工)学科 土木建設工学科	海洋開発(工学)科 環境建設科 建設(工学)科 建設工業科 資源開発工学科 地質工学科 土木建築(工学)科	海洋工学科 環境整備工学科 建設環境工学科 建設システム(工学)科 社会開発工学科 土木海洋工学科 土木地質科
02	農業土木(学)科 農業開発科 農林工学科	生活環境科学科 農業技術学科 農林土木科	生産環境工学科	地域開発科学科
	02 農業工学科(ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学及び宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く) 学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻 学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻 学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻			
03	森林土木(学)科	森林工学科	林業工学科	林業土木科
04	鉱山土木学科			
05	砂防学科			
06	治山学科			
07	都市工学科	環境都市工学科	都市システム(工学)科	
08	衛生工学科 設備(工業)科	環境(工学)科 設備システム科	空調設備科	設備工学科
09	交通工学科			
10	建築(学)科 建築設備工学科 造形工学科	環境計画学科 建築第二学科	建築工学科 住居科	建築システム科 住居デザイン科
11	緑地(学)科 緑地工学科 造園(学)科 造園土木科	環境緑化科 緑地土木科 環境造園科 造園緑地科	環境緑地科 林業緑地科 造園工学科 造園林学科	緑地園芸科 造園デザイン(工学)科